流域治水

資料5

第11回　北上川上流大規模氾濫減災協議会

岩手河川国道事務所からの情報提供

令和8年2月9日

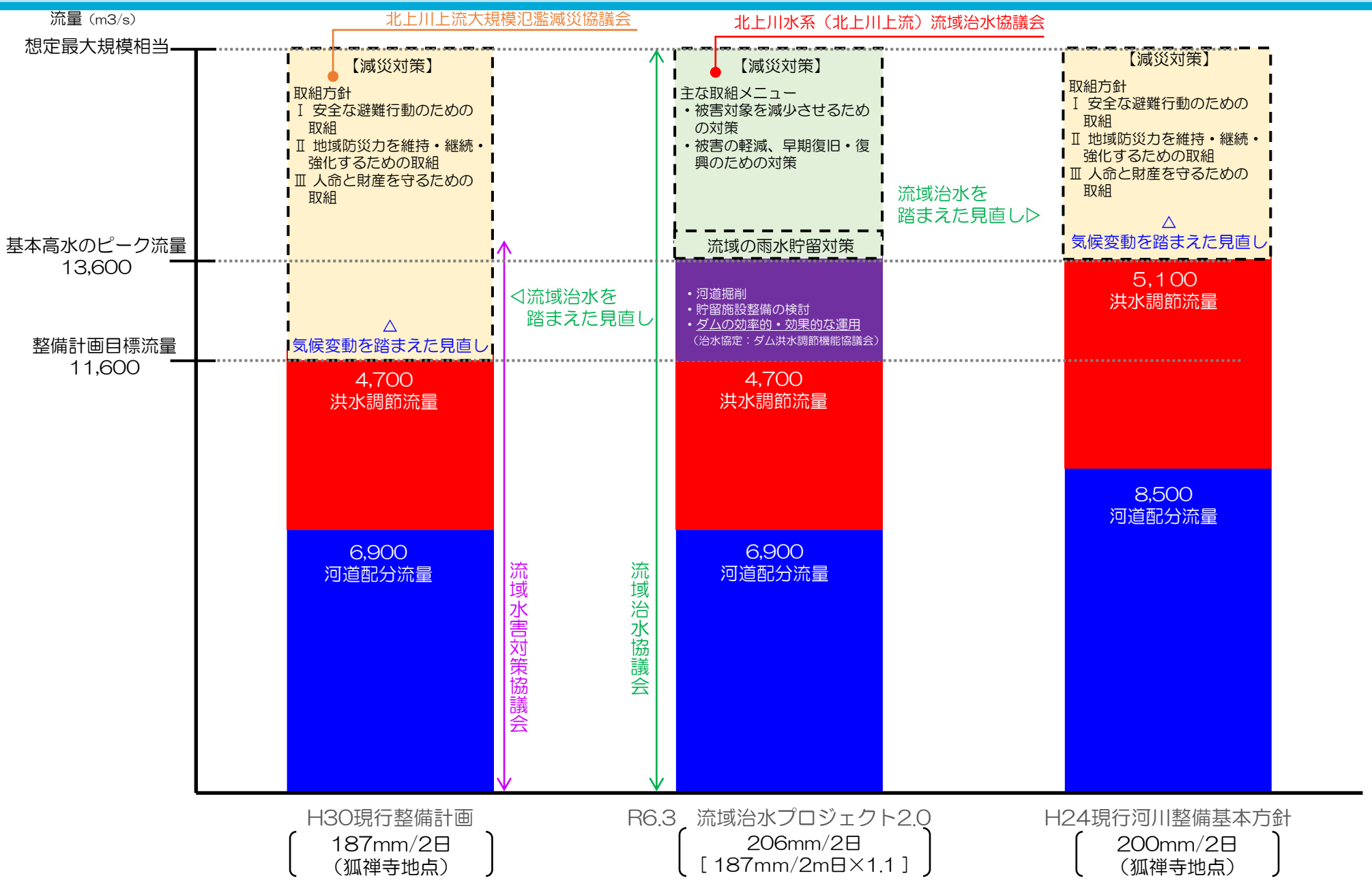
岩手河川国道事務所

国土交通省

１．北上川上流大規模氾濫減災協議会の取組

北上川上流の水害を軽減させる治水対策と減災対策

国土交通省
岩手河川国道事務所



２．気候変動を踏まえた北上川水系河川整備計画（大臣管理区間）への変更に向けた基本的な考え方について

河川整備基本方針と河川整備計画の位置づけ

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

○当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

○河川の整備の基本となるべき事項

- 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- 主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川法第16条

河川整備基本方針の案の作成

→ 意見聴取 → （一級河川の場合）社会資本整備審議会
（二級河川の場合）都道府県河川審議会
都道府県河川審議会がある場合

河川整備基本方針の決定・公表

■河川法（昭和39年7月10日法律第167号）（抄）

［河川整備基本方針］
第16条（略）
2（略）
3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。
4～5（略）
6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容（計画対象期間：20年から30年間程度）

○河川整備計画の目標に関する事項

○河川の整備の実施に関する事項

- 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川法第16条の2

河川整備計画の案の作成

→ 意見聴取 → 学識経験を有する者

→ 意見を反映させるために必要な措置 → 関係住民

→ 意見聴取 → （一級河川の場合）関係都道府県知事
（二級河川の場合）関係市町村長

河川整備計画の決定・公表

［河川整備計画］
第16条の2（略）
2（略）
3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
4 河川管理者は、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
6（略）
7 第3項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

河川工事、河川の維持

河道と洪水調節施設等の配分流量図 変更（案）

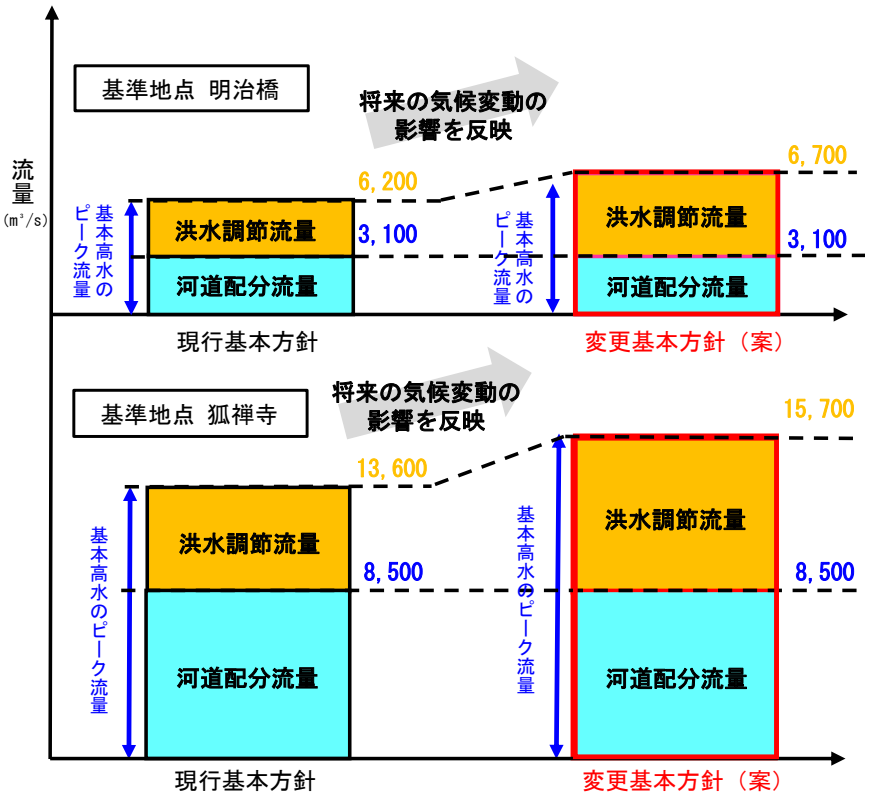
第154回　河川整備基本方針検討小委員会より　北上川水系

○ 北上川の基準地点明治橋では、気候変動による降雨量の増加等を考慮し設定した基本高水のピーク流量6,700m³/sを、洪水調節施設等により調節し、河道への配分流量を3,100m³/sとする。主要な地点における河道への配分流量は、館坂橋900m³/sとする。

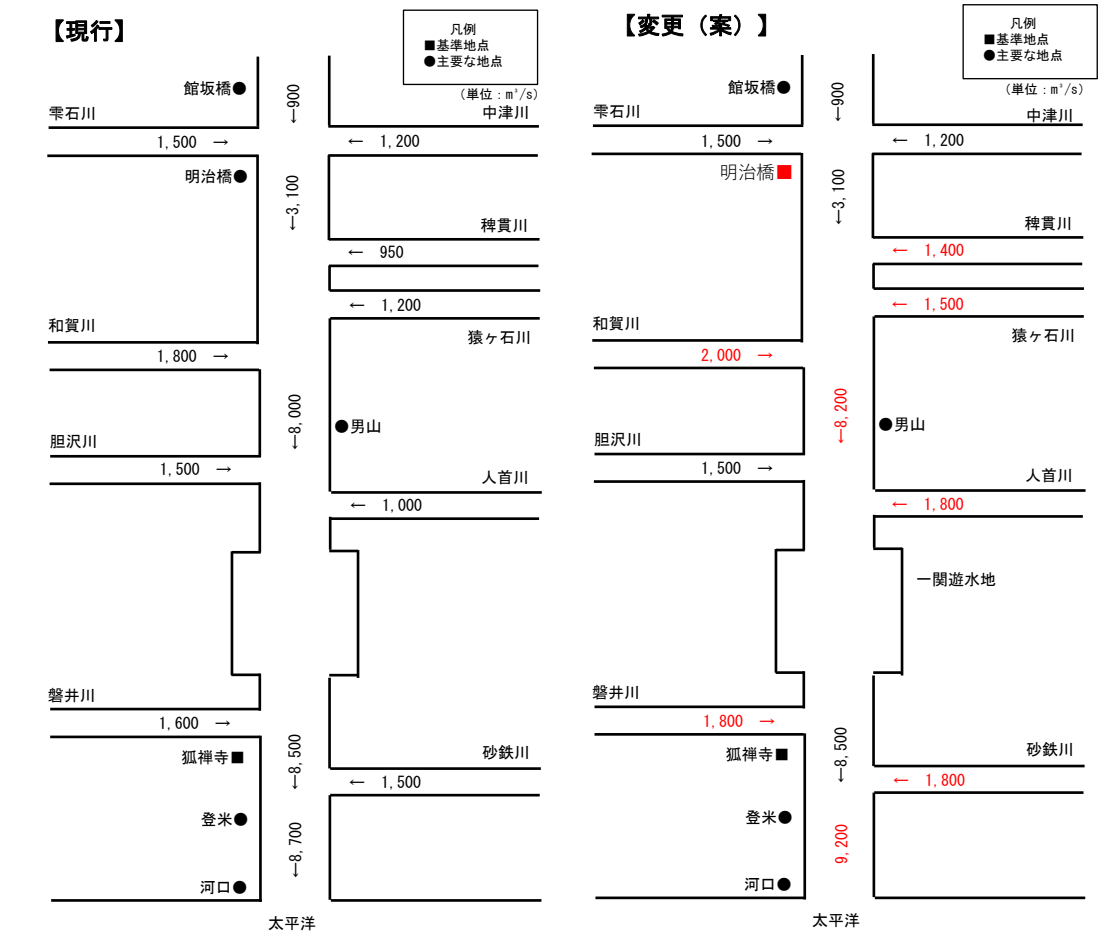
○ 北上川の基準地点狐禅寺では、気候変動による降雨量の増加等を考慮し設定した基本高水のピーク流量15,700m³/sを、洪水調節施設等により調節し、河道への配分流量を8,500m³/sとする。主要な地点における河道への配分流量は、男山8,200m³/s、登米及び河口9,200m³/sとする。

河道と洪水調節施設等の配分流量

■ 洪水調節施設等による調節流量については、流域の土地利用や雨水の貯留・保水遊水機能の今後の具体的な取組状況を踏まえ、基準地点のみならず流域全体の治水安全度向上のため、具体的な施設計画等を今後検討していく。



河川整備基本方針の計画流量配分図



基準点	基本高水のピーク流量（m³/s）	洪水調節施設等による調節流量（m³/s）	河道への配分流量（m³/s）
（明治橋）	（ 6,200）	（3,100）	（3,100）
狐禅寺	13,600	5,100	8,500

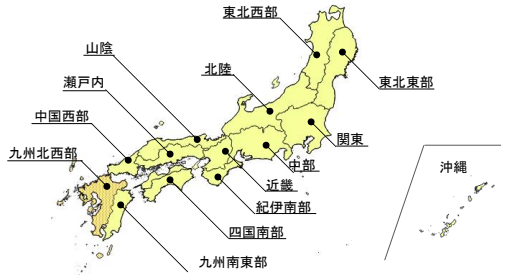
基準点	基本高水のピーク流量（m³/s）	洪水調節施設等による調節流量（m³/s）	河道への配分流量（m³/s）
明治橋	6,700	3,600	3,100
狐禅寺	15,700	7,200	8,500

北上川水系河川整備基本方針
（平成18年11月策定）

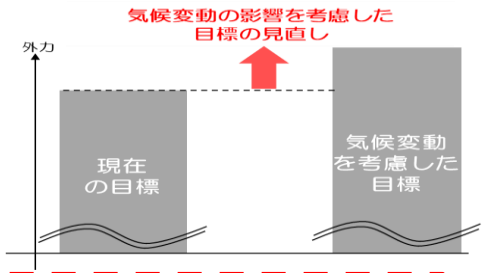
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴い、津波により甚大な被害を生じるとともに、広域的な地盤沈下が発生したことを考慮

北上川水系河川整備基本方針
（平成24年11月変更）

◂気候変動を踏まえた計画へ変更



気候変動シナリオ	降雨量（河川整備の基本とする洪水規模）
2℃上昇相当	約１．１倍



社会資本整備審議会において進められる予定

北上川水系河川整備基本方針
（変更に向けて審議中）

平成20年6月14日　岩手・宮城内陸地震発生
平成23年3月11日　東日本大震災発生

北上川水系河川整備計画（平成24年11月策定）

平成25年8月洪水、平成25年9月洪水の発生

北上川水系河川整備計画（平成30年 6月変更）

令和2年7月洪水、令和4年7月洪水及び令和6年8月洪水の発生等により、北上川流域内の各地で被害が発生。

令和7年の記録的な高温・小雨など、渇水による社会経済活動への影響拡大の懸念。

流域治水の推進、多自然川づくり・生態系ネットワークの推進など、社会情勢の変化による対応。

北上川水系河川整備計画(H30)の点検結果

治水対策 ➢ 気候変動を考慮した上で、更なる防災・減災の対策が必要（流域治水・ソフト対策含む）

河川環境 ➢ 多自然川づくりを一層推進するため、河川環境の目標を明確にし、生物の生息・生育・繁殖の場を保全・再生・創出等が必要

水管理・維持管理 ➢ 流域全体であらゆる関係者が協働し、流域治水・水利用・流域環境の一体的な取組みが必要（流域総合水管理）

➢ 施設の機能を確保するため、更なる効率化・高度化等が必要

北上川水系河川整備計画の変更を目指す